福長介第４４８６号

令和７年３月６日

訪問介護事業所　管理者　各位

介護予防訪問介護サービス　管理者　各位

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

同一建物減算の届出について（お知らせ）

　日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　訪問介護事業所、介護予防訪問介護サービス事業所では事業所ごとに、訪問介護費の同一建物減算の適用の有無を確認するために、「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を作成する必要があります。

計算の結果、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90％を超える場合は、下記のとおり書類をご提出ください。

90％を超えない場合には計算書の提出は不要となりますが、作成した計算書は少なくとも5年間は保管する必要があります。

記

１．提出書類　　①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

　　　　　　　　②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

　　　　　　　　③訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

　　　　　　　　※事業所の状況により、提出書類が異なります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

　　　　　　　　※③については、提出の有無にかかわらず、作成が必要です。

２．判定期間　　令和６年度後期（令和６年１０月から令和7年２月末まで）

３．提出先　　〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課　事業者係　宛て

４．提出期限　　令和７年３月１４日（金）（厳守）

５．ホームページ　　「同一建物減算の届出について（訪問介護・介護予防訪問介護サービス）」

　　　　　　　　　URL：<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/011/p116402.html>

【担当】

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

事業者係　指定担当

電話　０４８－８２９－１２６５

Fax　０４８－８２９－１９８１

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp